

指定避難所配置図要領 (木瀬中学校)

平成29年12月作成

前橋市

目 次

1	避難所配置図の位置付け	2
2	避難所配置図要領	
	(1) 施設配置図	2
	(2) 体育館配置図	6
	(3) 校舎配置図	10
	(4) 柔剣道場配置図	12

1 避難所配置図の位置付け

避難所配置図は、「避難所運営マニュアル」を補完するため作成したもので、避難所開設前に検討する『避難スペース等の配置割り』をあらかじめ施設の特徴を踏まえて定めたものです。

作成にあたり、市（危機管理室、避難所担当職員）、学校及び地域（避難を行う自治会）の3者で協議及び現地確認を実施しました。

『避難スペース等の配置割り』は、災害の規模や種類、災害発生の時期・時間帯によって避難者数や避難者のニーズが大きく異なることから、必ずしも作成した配置図のとおり指定避難所の開設・運営を行わなければならないものではないですが、配置図には避難所に求められる機能を十分に検討して整理・配置しています。

避難所開設の際に参考として活用し、避難所の円滑な運営に努めましょう。

2 避難所配置図要領

避難所配置図は「施設配置図」、「体育館配置図」及び「校舎配置図」の3つで構成します。

以下、各図面において必要とされる配置機能と各スペース等に関する解説を記載します。配置割り決定のほか、避難者からの問い合わせ対応のときの参考としてください。

(1)施設配置図

指定避難所である学校の敷地及び施設配置を表した図面に必要とされるスペース配置を落とし込んだ図面です。下記の機能及び動線を中心に、各配置を検討・決定します。

【必要とされる主な配置機能】

- | | |
|------------------|-------------|
| ①避難者居住スペース | ②使用制限スペース |
| ③避難者駐車・車両避難者スペース | ④多目的スペース |
| ⑤関係者車両スペース | ⑥通路・搬入路・出入口 |
| ⑦業務車両スペース | ⑧緊急車両スペース |
| ⑨ペット保護スペース | ⑩分別ごみ置場スペース |
| ⑪仮設トイレスペース | ⑫炊出場スペース |
| ⑬簡易風呂設置スペース | ⑭災害支援物資等置場 |
| ⑮洗濯・物干スペース | ⑯防災倉庫 |

①避難者居住スペース【体育館】：緑色

- ・ 避難してきた方が避難生活を送る場所です。

(※居住スペースの配置は体育館配置図参照)

②使用制限スペース【北校舎（一部開放）、南校舎（一部開放）】：灰色

- ・ 避難してきた方の使用を制限する場所です。特別な配慮を必要とする方が避難してきた場合や、体育館施設では避難者が収まらない場合にのみ施設を開放します。

③避難者駐車・車両避難者スペース【木瀬中運動場南側】

- ・ 車で避難してきた方が駐車をする場所です。車両の移動ができなくなることがないように、車の配列や駐車位置等に配慮します。
- ・ 車で避難してきた方が車中避難を希望する場合やテント等での避難生活を希望する場合には、車両通行の安全確保などに十分配慮した上で、このスペースへの駐車（避難）を案内します。

④多目的スペース【校庭中央】：黄色

- ・ 車両等を駐車せず、敷地の一定の広さを空きスペースとして確保しておく場所です。敷地を空けておくことで、避難者が運動をしたり、ペットを散歩する場所として活用したりします。
- ・ 学校再開時には生徒が体育等で使用する場所にもなります。

⑤関係者車両スペース【北校舎北側】：青色

- ・ 避難所運営に係わる職員や災害ボランティアとして避難所運営等を支援する方、食料等の配給を受ける方、その他報道機関など、避難所に一時的に訪れる方の車両を駐車する場所です。
- ・ 避難者駐車・車両等避難者スペースから離すことで車両避難者のプライバシーを確保するとともに、敷地内での車両事故の発生を防ぎます。

⑥通路・搬入路・出入口【校庭内】：濃灰色

- ・ 避難所敷地内を一般車両等が通行する通路です。
- ・ 車両のすれ違いができるよう、通路の幅を5 m程度は確保するようにします。

■ 出入口《木瀬中学校メモ》

- ⑥- 1 : 一般車両出入口 = 2 箇所・木瀬中運動場駐車場南側
 - ⑥- 2 : 業務車両出入口 = 4 箇所・東側校門、西側校門、南側校門、北側校門
 - ⑥- 3 : 関係者車両出入口 = 2 箇所・西側校門、北側校門
 - ⑥- 4 : 緊急車両出入口 = 1 箇所・西側校門
- 歩行者出入口 = 柔剣道場東側門

⑦業務車両スペース【北側校舎北側】：水色

- ・ 物資等輸送を担うトラックや給水車、ごみ収集車などの業務用車両が作業・駐車する専用の場所です。
- ・ 車両を駐停車する場合には、スペース内で大型車両が旋回できるよう配慮します。
- ・ 炊き出しや簡易風呂等の設置を行う車両もこのスペース周辺に案内します。

⑧緊急車両スペース【体育館北側】：赤色

- ・ 救急車や消防車などの緊急車両が作業・駐車する専用の場所です。

⑨ペット保護スペース【校庭南側】：濃緑色

- ・ 避難所にペットと同行避難してきた方のペットを置いておく場所です。
- ・ 盲導犬や聴導犬をのぞき、ペットの居住スペースへの同行・同居は断ることとし、ペットのみ保護スペースへ案内します。
- ・ ペットを保護スペースに移動する前には、ペット飼育者一覧表等でペット飼育者を整理・把握するとともに、動物の種類などを分けておくよう配慮します。

⑩分別ごみ置場スペース【校庭南西側】：黄土色

- ・ 避難所内で発生したごみを一時的に保管しておくスペースです。
- ・ ごみ回収が行われることをあらかじめ想定し、品目（可燃、不燃、プラ、びん・缶・ペットボトル）ごとに分別して集積するようにします。
- ・ 医療廃棄物や排泄物収納ごみは立入禁止場所を指定して集積するようにします。
- ・ 季節によっては、可燃ごみから臭い等が発生することもあるため、周辺住宅・施設や居住スペースへの影響が生じないように、集積場所の配置にも配慮します。

⑪仮設トイレスペース【体育館東側】：茶色

- ・ 避難所敷地内で仮設トイレを設置する場所です。
- ・ 避難所施設内のトイレが利用できる場合には仮設トイレは設置しません。

- ・ 災害備蓄品として備蓄している便袋は、便器に袋をかぶせて使用をすることができるので、トイレが使用できない場合でも、既存トイレ便袋利用で避難所のトイレ需用を賄える場合には、仮設トイレは設置しません。

⑫炊出場スペース【体育館東側】：ピンク色

- ・ 避難所敷地内で炊飯・炊き出しを行う場所です。

⑬簡易風呂設置スペース【体育館東側】：朱色

- ・ 避難所敷地内で簡易風呂を設置する場所です。

⑭洗濯・物干スペース【北校舎南側 資材置場】：紫色

- ・ 避難生活が長期化したときに、避難者の方が洗濯や物干しを行うスペースとして確保しておく場所です。

⑮防災倉庫【体育館1階器具庫奥】：うぐいす色

- ・ 前橋市で備蓄している災害支援物資等を入れている倉庫です。
- ・ 防災倉庫には、避難所開設・運営に必要な「避難所開設キット（マニュアルや文具など）」のほか、食糧や水、毛布、タオル、簡易トイレセットなどの物資を備蓄しています。

⑯□喫煙所【敷地外】：黒色

- ・ 避難者等の喫煙は、敷地内禁煙とし、喫煙される方には避難所敷地外の決められた場所での喫煙を案内します。

■ 防災倉庫備蓄品

避難所運営関係：避難所開設キット、照明、発電機、ガスカセット、ブルーシート

衣類・寝具関係：タオル、毛布、キャンピングマット、アルミブランケット

トイレ関係：簡易トイレ、トイレ用テント、便袋

食糧関係：食品(アルファ米、ビスケット、クラッカー)、ペットボトル飲料水

(2) 体育館配置図

避難者居住スペースとなる体育館内の施設配置を表した図面に必要とされるスペース配置を落とし込んだ図面です。下記の機能及び動線を中心に、各配置を検討・決定します。

【必要とされる主な配置機能】

- | | |
|---------------------|------------|
| ①避難所運営委員会 | ②受付 |
| ③避難所運営委員会事務室 | ④災害備蓄品置場 |
| ⑤情報掲示板 | ⑥居住地区割スペース |
| ⑦通路 | ⑧要支援者スペース |
| ⑨更衣室 | ⑩女性専用スペース |
| ⑪災害時特設公衆電話モジュラージャック | |

①避難所運営委員会【体育館アリーナ北側】：緑色

- ・ 避難所運営委員会本部の設置場所です。本部から施設内全体を見渡せ、また、避難者からも本部が見える場所に設置します。
- ・ 机やイスのほか、PCやトランシーバーなどを設置し、災害対策本部との連絡調整を適宜行います。

②受付【体育館アリーナ北側】：緑色

- ・ 避難者受け入れの受付を行う場所です。受付では、避難所に来た避難者に対して「避難者カード」及び「被災状況収集カード」に必要事項の記載等をお願いするほか、「受付名簿兼避難者台帳」の作成を行います。
- ・ 避難者が大勢いる場合には、地区ごとに受付スペースを設けたり、施設入口に案内・誘導係を配置するなど、避難者が受付で列をつくって待つことがないよう柔軟な対応を心がけます。
- ・ 「受付名簿兼避難者台帳」や「避難者カード」は個人情報になるため、情報の保管場所は事務室にするなど、管理方法に配慮します。

③避難所運営委員会事務室【体育館北・管理室】：黄色

- ・ 避難所運営委員会本部用の事務室です。体育館の器具室はドアがあり、個室として活用することができるため、避難所の運営ルールを決めるときや災害対策本部と連絡・調整を取り合うときなど、光や声を遮蔽することが可能です。
- ・ 運営委員会で作成した書類等の保管場所としても活用します。

④災害備蓄品置場【体育館南・ステージ】：紺色

- ・ 避難者に配布する備蓄物資を置く場所です。防災倉庫に備蓄している物品や避難所に搬入された物品等を避難者から見える場所（ステージ）に置きます。
- ・ 備蓄品置場に物資を置くときは、品目別に整理するとともに、品目ごとの概ねの在庫物品名及び在庫数を管理するようにし、避難者への配布や災害対策本部への不足品の搬入依頼を円滑に行えるよう努めます。

⑤情報掲示板【体育館アリーナ北側付近】：紫色

- ・ 避難所運営委員会からのお知らせを避難者にお知らせする掲示板を設置する場所です。避難者から見やすい場所に設置します。
- ・ 災害対策本部からのお知らせや被災に関する情報、避難所ルールなど、避難所運営委員会に集まった情報は、できるだけすみやかに整理し、新しく正確な情報を適宜周知します。
- ・ 避難者の中には聴覚障がい者の方がいる場合もあるため、掲示板とともに筆談ボードの利用案内なども併せて掲示し、さまざまな形での情報伝達に努めます。
- ・ 停電が復旧した時には、テレビやラジオも併せて配置し、情報や娯楽の提供に配慮します。

⑥居住地区割スペース【体育館内】：青色

- ・ 避難者が避難生活を送る場所です。体育館内にブルーシートを敷いて避難者が居住する居住区を設定します。区割の際は、居住地域（自治会）を考慮し、できるかぎり顔見知り同士が近くに集まれるよう配慮します。
- ・ シートサイズと居住人数の目安としては、ブルーシート（5.4m×3.6m）2枚配置で約20人の居住スペースとなります（一人当たり居住スペースを2㎡で算定）。区割数や避難地域の人口等を踏まえて、柔軟に配置を検討します。
- ・ 地域外からの避難者や観光客などの帰宅困難者は、長く避難所に留まらないと考えられることから、地域の避難者と分けて居住区を設けます。

■居住地区割スペース《木瀬中学校メモ》

- ・ 木瀬中学校の避難対象地区は「下長磯町」「下大島町」「下大島町西団地及び「小島田町」の4地域です。
- ・ 居住区割りは、4地域それぞれの人口や避難者数、被害状況なども鑑みて決定します。また、区割配置は、なるべく近所の方がまとまって避難生活を送れるよう配慮します。

⑦通路【体育館内】：濃灰色

- ・ 体育館内での移動を確保する通路です。通路で人のすれ違いができるよう、通路の幅員は1 m以上を確保します（図上は3 m確保してあります）。
- ・ 体育館内の人の動きや物資の運び込みなどを考慮して動線を設定します。

⑧要支援者スペース【体育館北側、避難所運営委員会付近】：オレンジ色

- ・ 身体障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦など、一般的な居住区とは別のスペースで避難生活を送ることが望ましい方（スペースを広く確保することが必要、定期的な声かけ・見守りが必要など）が居住する場所です。
- ・ 避難所受入の際に、要支援の内容を聞き取り、必要な対応をとります。状況に応じて、災害対策本部と連絡・調整して、福祉避難所への移送を検討します。
- ・ 特に小さい乳幼児がいる家族など、夜間対応が必要となるような、他の避難者と同じスペースで避難生活するのが難しい方は、専用の居住スペースへ案内します。

⑨更衣室【男子：男子更衣室、女子：女子更衣室】：男・水色、女・朱色

- ・ 避難者が着替え等を行う場所です。男性専用と女性専用でそれぞれ確保します。
- ・ 体育館内に更衣室がある場合には、できるだけそのまま男子更衣室・女子更衣室として活用すると円滑です。

⑩女性専用スペース【体育館南・器具庫2、体育館2階倉庫】：ピンク色

- ・ 着替えのほか、パウダールーム利用や授乳など、女性専用で多目的利用できる場所です。
- ・ スペースに限りがある場合には、女性用更衣室と併せることもあります。

⑪災害時特設公衆電話モジュラージャック【体育館北・玄関右上の壁】：茶色

- ・ 災害時に避難者が無料で使用できる特設公衆電話を設置するためのモジュラージャックです。
- ・ 避難所を開設した際には、モジュラージャックに電話（専用電話を各校に配布）をつなげて設置し、避難者が使用できる旨を周知します。

⑫相談室【体育館南・器具庫】：濃緑色

- ・ 特に支援を要する避難者への健康相談等を行う場所です。

⑬妊産婦・乳幼児居室【体育館2階・卓球練習場】：ピンク色

- ・ 特に小さい乳幼児がいる家族や他の避難者との避難生活でストレスを感じることに不安を感じている妊産婦など、一般避難者と同じスペースで避難生活を送るのが難しい方専用の居住スペースです。
- ・ 専用居室に案内するかどうかは、家族からの要望のほか、保健師等と相談するなどして判断します。また、福祉避難所への移送等が必要かも併せて確認します。
- ・ 一般的に、夜間に授乳やオムツ交換をする必要があるなど、他の居住者の睡眠等に支障が生じるようなことが想定されるときには専用居室への案内を検討します。

(3)校舎配置図

使用制限を行う校舎内の施設配置を表した図面に必要とされるスペース配置を落とし込んだ図面です。基本的には体育館内を避難所として開放し、避難者数が多くなったときや要支援者の優先利用を行うときなどに、学校再開の支障が小さいことを念頭に考えて、順次開放していくことになります。

開放する際は、下記の機能及び使用制限箇所を考慮して、各配置、動線及びバリアフリーなどを検討して決定します。

【必要とされる主な配置機能】

- | | |
|----------------|--------------------|
| ①一般避難者居室（二次開放） | ②高齢者居室 |
| ③障がい者居室 | ④妊産婦・乳幼児居室《体育館配置図》 |
| ⑤感染症等患者居室 | ⑥救護室 |
| ⑦相談室《体育館配置図》 | ⑧談話・食事スペース《施設配置図》 |

【校舎内で開放が望ましくない箇所】

- ①職員室：生徒の個人情報保護や学校管理の観点から
- ②校長室：教職員の待機・打ち合わせ場所を確保する観点から
- ③普通教室：学校再開の観点から

■校舎配置図《木瀬中学校メモ》

木瀬中学校では、避難者数に応じて「校舎の一部」を二次的に開放します。また、特別な支援・配慮を必要とする方がいたときなどにも段階的に開放します。

①一般避難者居室（二次開放）【北校舎4階・第1音楽室、】：緑色

- ・ 体育館施設内で避難者が収まらない場合、二次開放として校舎内の教室等を一般避難者の居住スペースとして順次開放します。
- ・ 避難者数が体育館施設で収まらない場合を除き、校舎施設は積極的には開放しないように努めます。これは学校の早期再開に配慮するためとなりますので、避難者から開放要望があったときにも、その趣旨を説明します。
- ・ 教室等を利用する際は、原則、机・イスや備品などを教室内の片側に寄せておく形で利用します。

②使用制限スペース【南校舎（一部開放）、北校舎（一部開放）】：灰色

- ・ 避難してきた方の使用を制限する場所です。学校再開に配慮し、一部の教室を除

いて校舎は使用を制限します。

③個室が必要な避難者居住スペース（高齢者・障がい者居室）【北校舎 1 階・美術室】

：オレンジ色

- ・ 特別な介護が必要な高齢者や障がい者がいる家族など、一般避難者と同じスペースで避難生活を送るのが難しい方専用の居住スペースです。
- ・ 専用居室に案内するかどうかは、家族からの要望のほか、保健師等と相談するなどして判断します。また、福祉避難所への移送等が必要かも併せて確認します。
- ・ 一般的に、夜間に明かりを要する介護等作業を行う、夜間に話をするなど、他の居住者の睡眠等に支障が生じるようなことが想定されるときには、専用居室への案内を検討します。

④救護室【南校舎 1 階・保健室】：赤色

- ・ 避難者のけがの手当や応急処置、健康相談等を行う場所です。
- ・ 感染症のおそれがある方は、感染症等患者用スペースに案内します。

⑤女性専用スペース【北校舎 4 階・記念室】：薄ピンク色

- ・ 着替えのほか、パウダールーム利用や授乳など、女性専用で多目的利用できる場所です。
- ・ スペースに限りがある場合には、女性用更衣室と併せることもあります。

⑥炊出場スペース【北校舎 1 階・調理室】：ピンク色

- ・ 避難生活が長期化したときなどに、料理を行ったり、食べ物を湯せんしたりするための場所として活用します（備え付けのガス器具や水道が使えます）。

⑦災害支援物資等置場【北校舎 1 階・木工室、2 階・金工室】：紺色

- ・ 避難所には災害支援物資が順次配送されます。これらの物資は、体育館に居住している避難者にすみやかに配布するほか、自宅避難者（物資配布を希望する地域住民）にも配布する必要があります。
- ・ そのため、災害支援物資等置場は、避難所に配送される災害支援物資を受け入れる場所として活用することに加え、避難所開設・運営が長期化した場合には物資配布希望者へ効率的に物資を配布する場所としての活用も視野に入れておきます。

⑧避難所運営委員会事務室（二次開放）【2 階・第 2 会議室】：黄色

- ・ 二次開放スペース利用時に運営委員会の分室として使用します。

(4)柔剣道場配置図

①感染症等患者居室【柔剣道場1階・柔道場】：黄色

- ・ インフルエンザやウイルス性肺炎、食中毒など、感染のおそれがある病気に罹患している人が避難してきた場合に使用する場所です。一般避難者と隔離することで避難所内での感染症の拡大を防ぎます。
- ・ 高熱がある方など、罹患の疑いがある場合は早めに感染症等患者用スペースに案内します。
- ・ 症状が重篤の場合は、迅速に病院への搬送を行います。

②一般避難者居室（二次開放）【柔剣道場2階・剣道場】：青色・斜線入

- ・ 体育館施設内で避難者が収まらない場合、二次開放として柔剣道場の一部を一般避難者の居住スペースとして順次開放します。
- ・ 地域外からの避難者や観光客などの帰宅困難者は、長く避難所に留まらないと考えられることから、地域の避難者と分けて居住区を設けることが望ましいため、二次開放部分を開放します。